平成２５年（フ）第４６号
川崎市高津区久末1975番地　エバーグリーン201、前住所川崎市高津区久末2175番地
債務者　橘　　環
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４０８号
横浜市青葉区千草台20番地15　サンローズ101、申立時の住所川崎市高津区上作延941番地１　コートヤード宮崎台205
破産者　甲斐コト子
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５２６号
川崎市中原区小杉陣屋町１丁目25番31号　小杉ハイム101、申立時の住所川崎市中原区宮内２丁目24番10号　センチュリーハイツ26―101
破産者　泉本　祐志
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
滋賀県東近江市東沖野１丁目３―22　パティオアンソレイエＥ101、開始決定時の住所滋賀県東近江市沖野２丁目14番36号
破産者　ヨコタボデーこと　横田　忠雄
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１９２号
滋賀県彦根市野田山町999番地30
破産者　井上宗和こと　朴　　宗和
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１７１号
奈良県北葛城郡河合町大字穴闇８メゾンレイＰａｒｔⅡ202号、住民票上の住所大阪市福島区福島７丁目18番20号
破産者　福井　行宏
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４２８号
広島市西区高須台４丁目６番26号
破産者　倉橋　泰司
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８６号
広島市南区丹那町20番８号
破産者　和田　宏基
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５１号
札幌市北区新琴似６条10丁目２番16号
破産者　堀野　幸夫
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６４２号
札幌市豊平区美園４条１丁目１番６号美園４―１アパート１階、開始決定時の住所札幌市豊平区月寒西１条８丁目３番15―103号
破産者　荒木　明美
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７７０号
札幌市豊平区平岸３条16丁目１番20―208号
破産者　森本　昌数
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７号
宮城県登米市南方町大門84番地９
破産者　鈴木　茂義
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第４３号
千葉市花見川区花島町407番地69
破産者　佐藤　　祥
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第７８号
茨城県行方市芹沢900番地17
破産者　荒木田　繁
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１４３号
福井市半田町第30号11番地
破産者　宮下　孝則
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
福井県越前市今宿町第15号21番地
破産者　酒井　正喜
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６７号
福井市西方２丁目26番26号
破産者　杉本　逸生
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１４８号
愛知県あま市七宝町伊福河原162番地２、住民票上の住所名古屋市中川区土野町59番地
破産者　酒井　千惠（旧姓大野）
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０５５号
愛知県東海市名和町寅新田40番地の１　フェアライズ小島１―Ｂ
破産者　輿　　忠
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部